

加工食品の表示②

令和8年9月
群馬県食品・生活衛生課
安全推進・表示対策係

講習内容



もくじ	
1. 食品表示について	2
1-1. 食品表示に関する法律	2
1-2. 食品表示法に基づく食品表示基準	4
2. 生鮮食品の表示	6
2-1. 農産物の表示	6
2-2. 畜産物の表示	8
2-3. 卵の表示	13
2-4. 魚介の表示	14
2-5. 水産物の表示	16
3. 加工食品の表示	19
3-1. 基本的な表示事項	19
①名称	21
②原材料名	22
③添加物	25
④内容量	31
⑤消費期限又は賞味期限	32
⑥保存方法	33
⑦製造者等の氏名(名称)・住所	34
⑧栄養成分表示	37
⑨原料原産地名	41
⑩アレルギー表示	48
⑪遺伝子組換え表示	52
⑫保健機能食品	56
3-2. 特色のある原材料の表示	60
資料1～12	61
ご利用にあたって	
●本冊子は、これから食品の製造や販売を始めるようとする方や、食品表示制度について基礎から学びたいという方を対象に、食品表示の基本的なルールを解説したものです。	
●一般用の生鮮食品と加工食品の基本的な表示について説明しています。デキストロ糖以外にも、食品の種類に応じて細かく決められている特別なルールや例外規定、注意表示などがありますので、表示作成の際は留意してください。	
●国では表示制度について様々な検討を行っているので、今後も表示制度の変更が予想されます。	
●実際に食品表示を作成するにあたっては、消費生活のホームページで最新の情報を確認したり、関係機関に問い合わせるなど、十分に注意してください。	

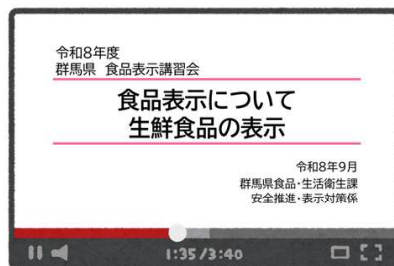
事業者向け
食品表示の手引き(基礎編)
食品表示の基本

群馬県HPで公開中！
(概要欄にリンクあり)
<https://www.pref.gunma.jp/site/shokunoanzen/623989.html>



食品表示について(全般)

もくじ	
1. 食品表示について	2
1-1. 食品表示に関する法律	2
1-2. 食品表示法に基づく食品表示基準	4
2. 生鮮食品の表示	6
2-1. 農産物の表示	6
2-2. 畜産物の表示	8
2-3. 卵の表示	13
2-4. 魚介の表示	14
2-5. 水産物の表示	16
3. 加工食品の表示	19
3-1. 基本的な表示事項	19
①名称	21
②原材料名	22
③添加物	25
④内容量	31
⑤消費期限又は賞味期限	32
⑥保存方法	33
⑦製造者等の氏名(名称)・住所	34
⑧栄養成分表示	37
⑨原料原産地名	41
⑩アレルギー表示	48
⑪遺伝子組換え表示	52
⑫保健機能食品	56
3-2. 特色のある原材料の表示	60
資料1～12	61
ご利用にあたって	
●本冊子は、これから食品の製造や販売を始めるようとする方や、食品表示制度について基礎から学びたいという方を対象に、食品表示の基本的なルールを解説したものです。	
●一般用の生鮮食品と加工食品の基本的な表示について説明しています。デキストロ糖以外にも、食品の種類に応じて細かく決められている特別なルールや例外規定、注意表示などがありますので、表示作成の際は留意してください。	
●国では表示制度について様々な検討を行っているので、今後も表示制度の変更が予想されます。	
●実際に食品表示を作成するにあたっては、消費生活のホームページで最新の情報を確認したり、関係機関に問い合わせるなど、十分に注意してください。	



令和8年度食品表示オンライン講習会
◎ 食品表示について・生鮮食品の表示
※ 公開は2月28日(日)までを予定しています。

県公式ホームページにて公開中

目次

1.加工食品の表示の基本

2.基本の表示事項

- | | | | |
|---------|---------|--------------------|-----------|
| ①名称 | ②原材料名 | ③添加物 | ④内容量 |
| ⑤期限表示 | ⑥保存方法 | ⑦食品関連事業者の氏名・名称と所在地 | |
| ⑧栄養成分表示 | ⑨原料原産地名 | ⑩アレルギー | ⑪遺伝子組換え食品 |

3.確認テスト

⑨原料原産地名

手引きP41

◆基本8項目

⑧

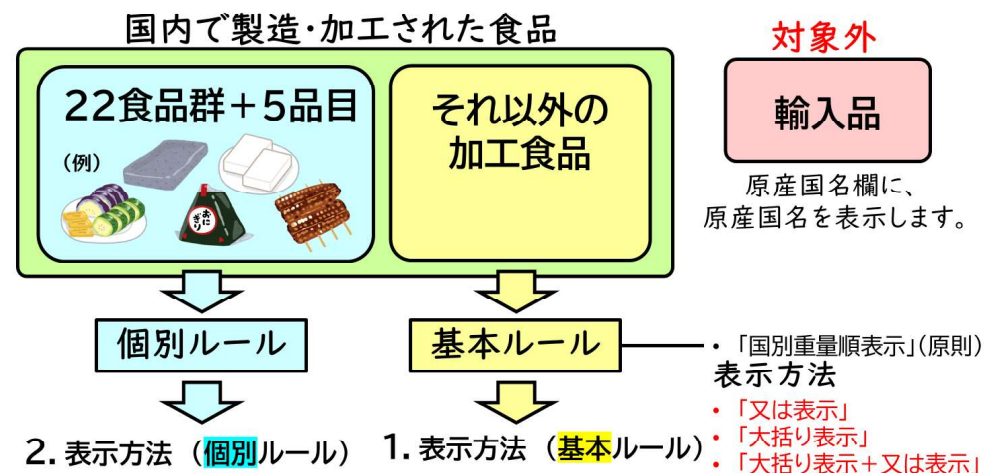
栄養成分表示 1枚(標準7.5g)あたり	
熱量	38 kcal
たんぱく質	0.6 g
脂質	1.7 g
炭水化物	5.0 g
食塩相当量	0.05 g

①	名 称	クッキー	◆該当する場合に表示する項目
②	原 材 料 名	小麦粉(国内製造)、砂糖、大豆、フヨードニング、チョコチップ(乳成分を含む)、食塩	◆原料原産地名 ⑨ ◆アレルギー ⑩
③	添 加 物	乳化剤、香料	
④	内 容 量	10枚	
⑤	賞 味 期 限	〇〇〇〇.〇〇.〇〇	
⑥	保 存 方 法	直射日光を避けて 常温で保存	
⑦	製 造 者	〇〇製菓(株) 群馬県〇市〇町〇〇	

原材料に使用している大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。→◆遺伝子組換え食品 ⑪

原料原産地表示の対象となる加工食品

手引きP41



1. 原料原産地の表示方法 (基本ルール)

手引きP41

- ① 原材料名の後に表示する方法と、原料原産地名の枠を設ける方法があります。(生鮮食品の例)

(例1) 原材料名の枠内に、原材料名の後に括弧書きして表示する場合

名 称	アップルパイ
原材料名	りんご(フランス)、砂糖、...



(例2) 原材料名の枠とは別に、原料原産地名の枠を設けて表示する場合

名 称	アップルパイ
原材料名	りんご、砂糖、...
原料原産地名	フランス(りんご)

対象となる原材料名を併記して表示

1. 原料原産地の表示方法 (基本ルール)

手引きP42

- ② 重量割合が最も高い原材料の原産地を表示します。

重量割合が最も高い原材料は 生鮮食品か? 加工食品か?

生鮮食品 → 原産地 を表示

〇〇(産)

- ・国産品 → 国産である旨
- ・輸入品 → 原産国名

名 称	アップルパイ
原材料名	りんご(フランス)、砂糖、...



加工食品 → 製造地 を表示

〇〇製造

- ・国産品 → 「国内製造」
- ・輸入品 → 「〇〇製造」(〇〇は原産国名)

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート(ベルギー製造)、小麦粉、...



1. 原料原産地の表示方法（基本ルール） 手引きP42

③ 複数の異なる原産地の原材料を混合している場合（生鮮食品の例）

(例1) 2か国以上の産地の原材料を混合して使用する場合

名 称	アップルパイ
原材料名	りんご(フランス、国産)、砂糖、...

重量の割合の高い順に国名を表示する

(例2) 3か国以上の産地の原材料を混合して使用する場合

名 称	アップルパイ
原材料名	りんご(フランス、国産、その他)、砂糖、...

重量順位が3位以下の原産地は「その他」と表示することもできる

(例3) 原料原産地名欄に表示する場合

名 称	アップルパイ
原材料名	りんご、砂糖、.....
原料原産地名	フランス、国産、その他(りんご)

1. 原料原産地の表示方法（基本ルール） 手引きP42

③ 複数の異なる原産地の原材料を混合している場合（加工食品の例）

(例1)

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート(ベルギー製造、ドイツ製造)、小麦粉、...

重量の割合の高い順に国名を表示する



(例2)

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート(カカオ豆(ガーナ、インドネシア))、小麦粉、...

表示対象となる加工食品の原材料の、重量割合が最も高い生鮮食品の産地を表示することもできる

1. 原料原産地の表示方法（基本ルール） 手引きP43

④ 原産地・製造地の国別の重量順表示が困難である場合

原材料の原産地・製造地が
時期によって入れ替わる場合
など

例外的に

過去の一定期間の使用実績等に基づき、

- ・ 又は表示
- ・ 大括り表示
- ・ 大括り表示 + 又は表示 が可能

「又は表示」の例

名 称	アップルパイ
原材料名	りんご(フランス又は国産)、砂糖、...
※りんごの産地は、〇年の使用実績順	

「大括り表示」の例

名 称	アップルパイ
原材料名	りんご(輸入)、砂糖、...

1. 原料原産地の表示方法（基本ルール） 手引きP43

「又は表示」の具体例

(例1) 過去の一定期間における産地別
使用実績に基づいた表示

名 称	アップルパイ
原材料名	りんご(フランス又は国産)、砂糖、...
※りんごの産地は、製造年の前年の使用実績順	

(例2) 今後の一定期間における産地別
使用計画に基づいた表示

名 称	アップルパイ
原材料名	りんご(フランス又は国産)、砂糖、...
※りんごの産地は、製造年の使用計画順	

(例3)

名 称	アップルパイ
原材料名	りんご(フランス又は国産(5%未満))、砂糖、...
※りんごの産地は、製造年の前年の使用実績順	

使用割合が5%未満の
原産地は、原産地の後に
「(5%未満)」と表示する。

1. 原料原産地の表示方法（基本ルール）

手引きP43

「又は表示」の具体例

名 称	アップルパイ
原材料名	りんご(フランス又は国産)、砂糖、……

過去の一定期間における産地別使用実績又は、今後の一定期間における産地別使用計画において、フランス産のりんごの方が国産のりんごよりも使用割合が多いことを表す。

4通りの産地パターン

- ① フランス産のみ
- ② 国産のみ
- ③ フランス産、国産 の順番
- ④ 国産、フランス産 の順番

1. 原料原産地の表示方法（基本ルール）

手引きP43

「又は表示」の具体例

名 称	アップルパイ
原材料名	りんご(フランス又は国産)、砂糖、……
※りんごの産地は、製造年の前年の使用実績順	

記載例(使用実績に基づく場合)

「〇〇の産地は、△年の使用実績順」
「〇〇の産地は、製造年の前年の使用実績順」
「〇〇の産地は、製造年の一昨年の使用実績順」
「〇〇の産地は、賞味期限の△年前の使用実績順」
「〇〇の産地は、製造△年前の使用実績順」
など



遡ることができる期間は、
表示をする時点(製造日)を含む
1年間(製造年、製造年度等)から3年以内

例 R8 製造
↓
R5 まで可

※ 賞味期限の長いもの及び賞味期限を省略しているものについては、いつの時期の使用実績であるのか消費者にわかるようにする必要がある。

1. 原料原産地の表示方法（基本ルール）

手引きP43

「又は表示」の具体例

名 称	アップルパイ
原材料名	りんご(フランス又は国産)、砂糖、……
※りんごの産地は、製造年の前年の使用計画順	

記載例(使用計画に基づく場合)

「〇〇の産地は、△年の使用計画順」
「〇〇の産地は、今年度の使用計画順」
「〇〇の産地は、△年△月から□年□月までの契約栽培から推定した順」
「〇〇の産地は製造年の使用計画順」
など

例

R8 9月1日製造開始

R9 8月31日の計画まで可



今後の一定期間における産地別使用計画は、
当該計画に基づく製造の開始日から
1年間以内の予定に限る

※ 当該計画の期間内に製造された製品に限り、これらを注意書きに使用することができます。

1. 原料原産地の表示方法（基本ルール）

手引きP43

「大括り表示」の具体例

3カ国以上の外国の原産地表示を「輸入」などと括って表示する方法。
過去の一定期間における産地別使用実績、又は今後の一定期間における産地別使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合に、用いることができる。

名 称	アップルパイ
原材料名	りんご(輸入)、砂糖、……

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート(外国製造)、小麦粉、……



対象原材料が加工食品の場合は、(外国製造)となる。

1. 原料原産地の表示方法（基本ルール）

手引きP44

「大括り表示+又は表示」の具体例

国産を含む4ヵ国以上の産地を使用し、輸入と国産の重量順表示が困難な場合で、「又は表示」と同様の条件で表示できる。

名 称	洋生菓子
原材料名	りんご(国産又は輸入)、砂糖、……

※りんごの産地は、製造年の前年の使用実績順



製造地表示をする場合は、
(国内製造又は外国製造)
となる。

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート(国内製造又は外国製造)、小麦粉、……

※チョコレートの製造地は、製造年の前年の使用実績順



「又は表示」「大括り表示」「大括り表示+又は表示」根拠資料とその保管期間

手引きP44

根拠資料

- ① 過去又は今後の一定期間がいつからいつまでかを示す資料
- ② 過去又は今後の一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料
- ③ 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画をどのような単位（一製品ごとか、原料の管理を共通化している製品単位ごとか等）で計上したかを示す資料
- ④ 過去又は今後の一定期間における原産地ごとの使用割合の順を示す資料

保管期間

その根拠を基に表示が行われている製品の

- ① 賞味(消費)期限に加えて**1年間**
- ② 賞味期限の表示を省略している製品については、製造をしてから**5年間**

2. 原料原産地の表示方法（個別ルール）

手引きP45

「22食品群+5品目」（輸入品を除く）の加工食品については、原料原産地表示の対象となる原材料を個別に定めています。

22食品群（次のスライド参照）

原材料及び添加物に占める重量の割合が50%以上の生鮮食品に原料原産地を表示

※重量割合が50%以上の原材料がない場合は、基本ルールで表示

5品目

- 農産物漬物
- 野菜冷凍食品
- うなぎ加工品
- かつお削りぶし
- おにぎり

個別に規定された原材料に原料原産地表示を表示



- ◆ 国別重量順で表示する
- ◆ 「又は表示」や「大括り表示」では表示できない

2. 原料原産地の表示方法（個別ルール）

22食品群

- ① 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実（フレーク状又は粉末状にしたものを除く。）
- ② 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実（農産物漬物を除く。）
- ③ ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- ④ 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）
- ⑤ 緑茶及び緑茶飲料
- ⑥ もち
- ⑦ いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類



2. 原料原産地の表示方法（個別ルール）

22食品群



- ⑧ 黒糖及び黒糖加工品
- ⑨ こんにやく
- ⑩ 調味した食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
- ⑪ ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- ⑫ 表面をあぶった食肉
- ⑬ フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
- ⑭ 合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。）

2. 原料原産地の表示方法（個別ルール）

22食品群

- ⑮ 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。）
- ⑯ 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
- ⑰ 調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- ⑱ こんぶ巻
- ⑲ ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- ⑳ 表面をあぶった魚介類



2. 原料原産地の表示方法（個別ルール）

22食品群

- ㉑ フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
- ㉒ ④又は⑭に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）

原材料及び添加物に占める
重量の割合が最も高い
生鮮食品について、
原産地を表示する。
（割合50%以上のもの）

- ⑤の緑茶及び緑茶飲料にあっては荒茶の原材料
- ⑥のもちにあっては米穀
- ⑧の黒糖及び黒糖加工品にあっては黒糖の原材料
- ⑨のこんにやくにあってはこんにやくいも（こんにやくの原材料であるこんにやく粉の原材料として用いられたこんにやくいもを含む。）
- ⑯のこんぶ巻にあってはこんぶ

4. 原料原産地の表示方法（個別ルール）

手引きP45

表示の具体例

（合挽肉の例1）原産国が1カ国

名 称	牛豚合挽肉
原材料名	牛肉（国産）、豚肉

（合挽肉の例2）原産国が2カ国

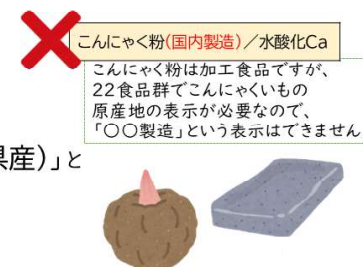
名 称	牛豚合挽肉
原材料名	牛肉（アメリカ産、オーストラリア産）、豚肉

（こんにやくの例）

名 称	こんにやく
原材料名	こんにやく粉（こんにやくいも（群馬県産））／水酸化Ca

こんにやくいもの産地とこんにやく粉の加工地が
どちらも群馬県の場合、「こんにやく粉（群馬県産）」と
簡略化して表示することもできます。

原材料名	こんにやく粉（群馬県産）／水酸化Ca
------	--------------------



❌ こんにやく粉（国内製造）／水酸化Ca
こんにやく粉は加工食品ですが、
22食品群でこんにやくいもの
原産地の表示が必要なので、
「〇〇製造」という表示はできません。

4. 原料原産地の表示方法（個別ルール）

手引きP46

5品目

①農産物漬物

②野菜冷凍食品

③うなぎ加工品

④かつお削りぶし

⑤おにぎり



米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。

4. 原料原産地の表示方法（個別ルール）

手引きP46

個別に規定された原材料に
原料原産地表示を表示する

5品目

- **1 農産物漬物** 重量割合上位**4位**かつ**5%以上**の原材料
(内容重量が300g以下の場合は上位3位まで)

名 称	ふくじん漬
原材料名	だいこん(群馬県産、栃木県産)、きゅうり(茨城県産)、なす(群馬県産)、れんこん(群馬県産)、しょうが、なた豆、漬け原材料(糖類(砂糖、ぶどう糖果糖液糖)、しょうゆ、食塩、...) / 調味料(アミノ酸)、酸味料、...



- **2 野菜冷凍食品** 重量割合上位**3位**かつ**5%以上**の原材料

4. 原料原産地の表示方法（個別ルール）

手引きP46

- **3 うなぎ加工品** うなぎ（重量割合にかかわらず表示）



- **4 かつお削りぶし** かつおのふし（「〇〇製造」と表示）



- **5 おにぎり** 米飯類を巻く目的で使用しているのり

名 称	おにぎり
原材料名	ご飯(米(国産))、鮭、のり(国産)、食塩



※ のりを巻いていない
おにぎりは、対象外

↑ 米穀の産地を表示
(米トレーサビリティ法 による)

参考 米トレーサビリティ法に基づく表示について

手引きP47

米穀及びもち、だんご、米菓、米飯類等の米加工品を
消費者に販売する場合

→ 米の産地情報を伝達する必要がある

産地が国内

「国産」

※都道府県名、市町村名や
一般に知られた地名も可

産地が外国

「その国名」

- ◆ 原材料に占める割合の多い順に記載。
- ◆ 産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみを記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。

